

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払いします。

記

1 売払物件

別紙「第48回期間入札売払物件一覧表」のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に当たります。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者。

(3) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3 入札の条件等

(1) 市街化区域に所在する農地法上の農地である物件番号 8053、8054 については、売買契約締結前に農地法第3条第1項の規定による農地の権利移転許可又は農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出が必要となります。

なお、農地として利用する場合（上記農地法第3条）の入札参加者は「農耕適格者」に限られます。

農地法の許可及び「農耕適格者」の基準等について各物件の所在する市町村の農業委員会へ事前に確認のうえ入札してください。

(2) 物件番号 8004、8005、8007、8008、8018、8034、8035、8043、8050 の売買契約に当たっては、地下埋設物に関する特約条項を契約書に追加します。

(3) 物件番号 8002、8005、8008、8034、8035 の売買契約に当たっては、アスベスト等に関する特約条項を契約書に追加します。

4 入札受付期間及び開札の日時・場所

(1) 入札受付期間・提出先

期 間 平成31年 1 月 28 日（月）午前9時から
平成31年 2 月 8 日（金）午後5時（必着）まで
（ただし、土曜日・日曜日の閉庁日を除く）

提出先 〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階
東北財務局管財部統括国有財産管理官3 （電話）022-224-5671

(2) 開札の日時・場所

日 時 平成31年2月21日(木) 午前10時から

場 所 東北財務局 第一会議室(仙台合同庁舎B棟7階)

(入札参加者の開札への出席は自由です。入札参加者に対しては文書により開札結果を通知します。)

5 案内書(入札要領、契約書(案)、入札書等)の配布及び物件詳細のお問合せ先

公示日から平成31年2月8日(金)までの間、次の場所において行います。

- 東北財務局管財部統括国有財産管理官3(宮城県内) (電話) 022-224-5671
- 東北財務局青森財務事務所管財課(青森県内) (電話) 017-722-1447
- 東北財務局盛岡財務事務所管財課(岩手県内) (電話) 019-625-3354
- 東北財務局秋田財務事務所管財課(秋田県内) (電話) 018-862-4205
- 東北財務局山形財務事務所管財課(山形県内) (電話) 023-641-5176
- 東北財務局福島財務事務所管財課(福島県内) (電話) 024-535-0304

6 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

- ① 入札保証金は、各自入札書に記載する金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額とし、財務局・財務事務所から交付を受けた所定の「振込依頼書」を用いて、財務局の指定する口座に平成31年2月8日(金)までに現金により振り込むものとします。

なお、納付期間最終日の振込手続きにおいて、金融機関の事務手続上翌営業日扱いとなる場合は無効となりますので、当日扱いとなる時間帯に手続きを行ってください。

- ② 入札保証金は、落札者を除き、入札者があらかじめ指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の返還を留保します。ただし、落札者の決定を留保した当該物件について、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申し出があった場合には、入札保証金を返還します。

- ③ 入札保証金には、利息を付しません。

(2) 入札方法

入札は、上記5から配布を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に「入札書」のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書(2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの)を郵送用封筒に入れて、「東北財務局管財部統括国有財産管理官3」あて、簡易書留郵便により送付して申し込むものとします。

また、上記4の(1)の期間であれば、午前9時から午後5時までの間は、東北財務局管財部統括国有財産管理官3に持参することもできます(ただし、土曜日・日曜日の閉庁日を除く)。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできません。

7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札(「入札要領」参照)は無効とします。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係る全ての入札参加者へその旨通知します。排除要請の有無の確定後、警察当局から排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、全物件の開札終了後直ちに「くじ」によって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者が代理でくじを引きます。

ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、くじ引きを留保します。排除要請の有無の確定後、警察当局から排除要請が行われなかった場合は、くじ引きを行い落札者を決定します。排除要請が行われた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、排除要請が行われなかった者でくじ引きを行い落札者を決定します。落札候補者全てに排除要請が行われた場合は、当該落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

9 契約の締結及び契約不履行

- (1) 落札者は、契約締結の際に、暴力団排除に関する誓約書（様式は、「国有財産一般競争入札案内書」に掲載。）を提出してください。

落札者との売買契約の締結は、平成31年3月22日（金）までに、各物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所において行います。

ただし、農地法上の転用許可等を必要とする物件（上記3の（1）に掲げる物件）については、平成31年3月22日（金）までに農地権利移転又は農地転用の許可申請等を行い、許可日又は受理通知書交付日から30日以内に売買契約を締結します。なお、開発許可を伴う場合は、落札者から財務事務所への申し出により、落札決定の翌日から3か月以内に限り契約締結期限の延長が可能です。延長期限については別途通知します。

また、落札者の決定を留保した場合の売買契約締結等期限については、落札者として決定した者に別途通知します。

- (2) 誓約書を提出されない場合には契約締結は行わず、入札保証金は国庫に帰属します。

また、誓約書を提出のうえ、期限までに契約を締結しない場合（農地法上の許可申請等が必要な物件については、期限までに許可申請等を行わない場合又は誓約書を提出のうえ、期限までに契約を締結しない場合）にも、入札保証金は国庫に帰属します。

10 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

1 1 売買代金の支払い方法

(1) 物件番号 8001、8017、8020、8021、8028、8037、8047 以外の物件

イ 売買契約と同時に全額を納付する方法

契約締結時に、売買代金と納付済みの入札保証金との差額を納付してください。

ロ 契約保証金を納付し、20日以内に納付する方法

(イ) 契約締結日が平成31年3月29日(金)までの場合

売買代金の100分の10以上(円未満切上)の契約保証金を納付し、売買代金の全額を国が発行する「納入告知書」により、契約締結の日から20日以内に納付してください。

なお、入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、その場合は、契約締結日に契約保証金と入札保証金との差額を納付してください。

また、納付済みの契約保証金は、売買代金全額の納付が確認された後に返還しますが、売買代金の納付が行われなかった場合には、契約不履行となり、契約保証金は国庫に帰属します。

(ロ) 契約締結日が平成31年4月1日(月)以降の場合

売買代金の100分の10以上(円未満切上)の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する「納入告知書」により、契約締結の日から20日以内に納付してください。

なお、入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、その場合は、契約締結日に契約保証金と入札保証金との差額を納付してください。

また、納付済みの契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には、契約不履行となり、契約保証金は国庫に帰属します。

(2) 物件番号 8001、8017、8020、8021、8028、8037、8047 の物件

売買代金の100分の10以上(円未満切上)の契約保証金を納付し、売買代金の全額を国が発行する「納入告知書」により、契約締結の日から20日以内に納付してください。

なお、入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、その場合は、契約締結日に契約保証金と入札保証金との差額を納付してください。

また、納付済みの契約保証金は、売買代金全額の納付が確認された後に返還しますが、売買代金の納付が行われなかった場合には、契約不履行となり、契約保証金は国庫に帰属します。

(注) 契約保証金は、現金(小切手)の持参又は落札後に財務局・財務事務所から交付を受けた所定の「振込依頼書」を用いて、財務局の指定する口座への振込により納付してください。

1 2 現地説明

現地説明は行いません。

ただし、次の建物の内覧を希望する方は、[平成31年1月18日(金)]までに各物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所にお申し出ください。

物件番号 8002、8005 (宮城県所在) : 東北財務局管財部統括国有財産管理官 3
(電話) 022-224-5671

物件番号 8008 (青森県所在) : 東北財務局青森財務事務所管財課
(電話) 017-722-1447

物件番号 8034、8035、8038 (秋田県所在) : 東北財務局秋田財務事務所管財課
(電話) 018-862-4205

1.3 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに東北財務局のホームページにおいて公表します。

- ・所在地
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を東北財務局のホームページにおいて公表します。

- ・所在地
- ・登記地目
- ・面積
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）
- ・都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

1.4 その他

(1) 入札者は、本公示書のほか、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解のうえ、入札に参加してください。

(2) 瑕疵担保に係る取扱いについては、「国有財産一般競争入札案内書」に記載しています。

(3) 入札参加者の開札時における出席は自由ですが、入札参加者及びその関係者以外の方は開札会場への入場はできません。

以上 公示します。

平成31年1月8日

東 北 財 務 局

第48回期間入札売払物件一覧表

(注)入札保証金は、入札金額の100分の5以上に相当する金額となります。

No.1

物件 番号	所在地	区分	現況地目等 (登記地目)	数量(m ²)	用途地域	建蔽率 容積率	最低売却価格 (円)
8001	宮城県仙台市青葉区川内三十人町49-92	土地	宅地 (宅地)	352.68	二種住居	60/200	10,300,000
8002	宮城県石巻市宜山町8 外1筆	土地 建物 工作物	宅地 (宅地ほか) 住宅建 土留	745.12 123.18/246.36 一式	二種住居	60/200	7,530,000
8003	宮城県気仙沼市九条407-90	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障ほか	939.63 一式	一種中高層	60/200	2,610,000
8004	宮城県多賀城市栄4-848	土地	宅地 (雑種地)	2,682.83	工業	60/200	11,800,000
8005	宮城県多賀城市桜木3-212-7	土地 建物 工作物	宅地 (宅地) 住宅建ほか 水道ほか	2,448.60 437.83/1,507.84 一式	工業	60/200	27,600,000
8006	青森県青森市大字石江字岡部117-6 外2筆	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障ほか	744.87 一式	準工業	60/200	22,600,000
8007	青森県青森市大字筒井字八ツ橋1495 外1筆	土地	宅地 (宅地)	752.58	二種住居	60/200	14,200,000
8008	青森県青森市松原1-33-9	土地 建物 工作物	宅地 (宅地) 住宅建 囲障ほか	669.11 128.56/128.56 一式	二種中高層	60/200	39,649,867
8009	青森県むつ市大平町517	土地	宅地 (宅地)	548.52	一種低層	50/80	2,420,000
8010	青森県むつ市川内町中畑43-8	土地	宅地 (宅地)	2,064.91	都市計画外	-/-	2,970,000
8011	青森県むつ市脇野沢桂沢170-14	土地	宅地 (宅地)	361.11	都市計画外	-/-	1,300,000
8012	青森県むつ市脇野沢渡向29-16	土地	宅地 (宅地)	502.46	都市計画外	-/-	805,000
8013	青森県むつ市脇野沢渡向29-45 外1筆	土地	宅地 (宅地)	412.29	都市計画外	-/-	1,150,000
8014	青森県むつ市脇野沢渡向29-48	土地	宅地 (宅地)	376.20	都市計画外	-/-	1,210,000
8015	青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山 170-1 外2筆	土地	宅地 (宅地)	2,328.73	都市計画外	-/-	8,840,000

物件番号	所在地	区分	現況地目等 (登記地目)	数量(m ²)	用途地域	建蔽率 容積率	最低売却価格 (円)
8016	岩手県盛岡市青山4-201-15	土地	宅地 (宅地)	317.59	準工業	60/200	9,050,000
8017	岩手県盛岡市紅葉が丘203-46	土地	宅地 (宅地)	156.48	一種低層	50/80	2,500,000
8018	岩手県宮古市磯鶏沖1-2	土地	宅地 (宅地)	1,917.16	準工業	60/200	45,000,000
8019	岩手県大船渡市盛町字東町17-8	土地	宅地 (宅地)	355.16	一種住居	60/200	11,000,000
8020	岩手県花巻市西大通り1-56	土地	宅地 (宅地)	807.08	近隣商業	80/200	27,500,000
8021	岩手県花巻市材木町360-1 外2筆	土地	宅地 (宅地)	1,319.93	一種住居	60/200	36,400,000
8022	岩手県久慈市夏井町大崎14-12-3 外1筆	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障	2,113.91 一式	工業	60/200	9,940,000
8023	岩手県一関市赤荻字槻本293-8	土地	宅地 (宅地)	766.92	無指定	70/200	13,700,000
8024	岩手県奥州市胆沢若柳字下横沢原527 外1筆	土地	山林 (山林)	3,539.37	都市計画外	-/-	184,000
8025	秋田県秋田市土崎港北7-30-107	土地	宅地 (宅地)	398.44	近隣商業	80/200	7,750,000
8026	秋田県秋田市御野場新町4-8-3 外1筆	土地	宅地 (宅地)	390.97	一種低層	50/80	9,640,000
8027	秋田県能代市松美町319	土地	宅地 (宅地)	250.88	一種住居	60/200	3,930,000
8028	秋田県横手市旭川2-29-2	土地	宅地 (宅地)	1,229.01	一種中高層	60/200	14,100,000
8029	秋田県大館市字長木川南360-3	土地 工作物	宅地 (宅地) 土留ほか	1,289.11 一式	一種住居	60/200	13,400,000
8030	秋田県男鹿市船川港南平沢字越名坂 27-48	土地 工作物	宅地 (宅地) 諸標	1,894.69 一式	一種低層	50/80	3,680,000
8031	秋田県湯沢市千石町3-104-2	土地	宅地 (宅地)	333.15	一種中高層	60/200	4,340,000
8032	秋田県湯沢市湯ノ原1-210-8	土地	宅地 (宅地)	309.40	一種住居	60/200	5,540,000
8033	秋田県鹿角市花輪字上中島11-14 外1筆	土地	宅地 (宅地)	491.87	一種住居	60/200	6,030,000
8034	秋田県由利本荘市瓦谷地21-2	土地 立木竹 建物 工作物	宅地 (宅地) 樹木 住宅建 囲障ほか	180.19 12本 65.95/65.95 一式	近隣商業	80/200	4,077,520
8035	秋田県由利本荘市水林431	土地 建物 工作物	宅地 (宅地) 住宅建ほか 囲障ほか	1,370.10 356.90/668.08 一式	一種住居	60/200	13,169,727
8036	秋田県大仙市大曲上大町535-14	土地	宅地 (宅地)	954.29	一種住居	60/200	12,900,000

物件 番号	所在地	区分	現況地目等 (登記地目)	数量(m ²)	用途地域	建蔽率 容積率	最低売却価格 (円)
8037	秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱13-154	土地	宅地 (宅地)	390.08	一種中高層	60/200	1,290,000
8038	秋田県仙北市角館町小館54	土地 立木竹 建物 工作物	宅地 (宅地) 樹木 事務所建 門ほか	1,750.28 12本 595.10/1,111.56 一式	一種住居	60/200	41,120,800
8039	秋田県仙北市角館町外ノ山22-7	土地	宅地 (宅地)	1,260.25	一種住居	60/200	8,410,000
8040	秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野 105-877 外1筆	土地	宅地 (宅地)	1,191.40	二種中高層	60/200	7,380,000
8041	秋田県山本郡藤里町藤琴字家の後17-1	土地	宅地 (宅地)	586.17	都市計画外	-/-	2,140,000
8042	秋田県仙北郡美郷町飯詰字南谷地1-1	土地	宅地 (宅地)	522.47	都市計画外	-/-	725,000
8043	山形県鶴岡市若葉町12-24	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障	2,312.27 一式	二種中高層	60/200	28,200,000
8044	山形県酒田市光ヶ丘1-3-52	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障	678.93 一式	一種中高層 一種住居	60/200	10,900,000
8045	山形県酒田市光ヶ丘1-15-44 外1筆	土地	宅地 (宅地)	457.39	一種中高層	60/200	5,140,000
8046	山形県酒田市光ヶ丘5-76-129 外1筆	土地	宅地 (宅地ほか)	1,279.12	一種中高層	60/200	10,400,000
8047	山形県酒田市北新町2-59-2 外2筆	土地 工作物	原野 (原野ほか) 諸標	475.62 一式	準工業	60/200	1,370,000
8048	山形県新庄市大字鳥越字玉ノ木1899-15 外2筆	土地	宅地 (宅地)	743.59	工業	60/200	4,730,000
8049	山形県南陽市三間通字西唐越 462-1 外2筆	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障ほか	3,278.67 一式	二種住居	60/200	21,600,000
8050	福島県福島市北原44-6 外1筆	土地	宅地 (宅地)	614.24	一種中高層	60/200	16,400,000
8051	福島県郡山市鶴見坦2-7-1	土地	宅地 (宅地)	198.79	一種住居	60/200	11,300,000
8052	福島県郡山市七ツ池町72-10	土地	宅地 (宅地)	140.08	一種住居	60/200	6,450,000
8053	福島県郡山市深沢1-165-1 外1筆	土地	宅地見込地 (畑)	890.95	二種住居	60/200	24,200,000
8054	福島県郡山市富久山町久保田字田池36	土地	宅地見込地 (田)	789.16	一種住居	60/200	14,500,000
8055	福島県いわき市薄磯1-10-1 外1筆	土地	宅地 (宅地)	283.69	一種住居	60/200	6,700,000
8056	福島県石川郡石川町字矢ノ目田7-1	土地 工作物	宅地 (宅地) 土留ほか	981.08 一式	一種中高層	60/200	7,920,000